二　前項第二号に掲げる場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　対象譲渡が法第三十五条第三項第一号に掲げる譲渡である場合　次に掲げる書類

(1)　当該対象譲渡による譲渡所得の金額の計算に関する明細書

(2)　法第三十五条第三項の被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の登記事項証明書その他の書類で次に掲げる事項を明らかにするもの

(i)　当該対象譲渡をした者が当該被相続人居住用家屋及び当該被相続人居住用家屋の敷地等を前項第二号ハの被相続人から相続等により取得したこと。

(ii)　当該被相続人居住用家屋が昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたこと。

(iii)　当該被相続人居住用家屋が建物の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物でないこと。

(3)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋（法第三十五条第三項第一号に規定する被相続人居住用家屋をいう。(3)から(5)までにおいて同じ。）又は被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等（同号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。(3)及び(5)において同じ。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の次に掲げる事項を確認した旨を記載した書類

(i)　法第三十五条第四項の相続の開始の直前において、前項第二号ハの被相続人がその被相続人居住用家屋を居住の用に供しており、かつ、当該被相続人居住用家屋に当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと。

(ii)　当該被相続人居住用家屋又は当該被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等が当該相続の時から当該対象譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

(4)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第三十五条第三項第一号ロに規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準に適合する家屋である旨を証する書類

(5)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等に係る売買契約書の写しその他の書類で、当該被相続人居住用家屋又は当該被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡に係る対価の額が一億円（当該対象譲渡に係る適用前譲渡がある場合には、一億円から当該適用前譲渡に係る対価の額の合計額を控除した残額。ロ(4)において同じ。）以下であることを明らかにする書類

ロ　対象譲渡が法第三十五条第三項第二号に掲げる譲渡である場合　次に掲げる書類

(1)　当該対象譲渡による譲渡所得の金額の計算に関する明細書

(2)　イ(2)に掲げる書類

(3)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋の敷地等（法第三十五条第三項第二号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等をいう。(3)及び(4)において同じ。）の所在地の市町村長又は特別区の区長の次に掲げる事項を確認した旨を記載した書類

(i)　法第三十五条第四項の相続の開始の直前において、前項第二号ハの被相続人がその被相続人居住用家屋の敷地等に係る被相続人居住用家屋（同条第三項第二号に規定する被相続人居住用家屋をいう。(3)において同じ。）を居住の用に供しており、かつ、当該被相続人居住用家屋に当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと。

(ii)　当該被相続人居住用家屋の敷地等に係る被相続人居住用家屋が当該相続の時からその全部の取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

(iii)　当該被相続人居住用家屋の敷地等が当該相続の時から当該対象譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

(iv)　当該被相続人居住用家屋の敷地等が(ii)の取壊し、除却又は滅失の時から当該対象譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと。

(4)　当該対象譲渡をした被相続人居住用家屋の敷地等に係る売買契約書の写しその他の書類で、当該被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡に係る対価の額が一億円以下であることを明らかにする書類

3　施行令第二十三条第十項に規定する財務省令で定める譲渡は、法第三十五条第五項又は第六項に規定する対象譲渡資産一体家屋等の適用前譲渡又は同項に規定する適用後譲渡に係る対価の額が、当該対象譲渡資産一体家屋等の当該適用前譲渡又は適用後譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額である場合の当該適用前譲渡又は適用後譲渡とする。

第十八条の四第四項中「譲渡（」を「譲渡資産が同項各号のいずれかの資産に該当する事実を記載した書類（譲渡（」に、「をした時」を「に係る契約を締結した日の前日」に、「類する場合における」を「類する場合には、当該書類及び」に改め、「当該譲渡をした者が」を削り、「を居住の用に供していた法第三十六条の二第一項第一号に規定する期間が十年以上である」を「が当該各号のいずれかの資産に該当する」に、「とする」を「）とする」に改め、同条第六項中「前項第一号」を「前項」に改める。

第十八条の十の二第五項第一号イ(4)(ii)中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第十八条の十一第四項第一号中「個人番号を有しない者」の下に「又は施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、同号ロ中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同条第十一項第一号、第二十九項第一号及び第三十項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改める。

第十八条の十二第一項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「又は情報が記録された電磁的記録」を削り、同項各号を次のように改める。

一　番号既告知者（施行令第二十五条の十の三第五項の規定に該当する者をいう。次号及び第三項において同じ。）以外の者　当該者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この項において同じ。）

ロ　地方公共団体情報システム機構により電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二条）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われたイの署名用電子証明書に係る者の個人番号及び個人識別事項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第二号に規定する個人識別事項をいう。）に係る情報で、同令第四条第一号の規定により総務大臣が定めるもの

ハ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日、住所及び個人番号に係るもの

二　番号既告知者　当該番号既告知者の次に掲げる電磁的記録又は情報が記録された電磁的記録

イ　署名用電子証明書

ロ　イの署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、当該署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るもの